

関西広域連合事務局設置条例

平成 22 年 12 月 4 日
関西広域連合条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 158 条第 1 項の規定に基づき、関西広域連合（以下「広域連合」という。）に、次の事務局を置く。

- (1) 本部事務局
- (2) 広域防災局
- (3) 広域観光・文化・スポーツ振興局
- (4) 広域産業振興局
- (5) 広域医療局
- (6) 広域環境保全局
- (7) 広域職員研修局

(事務局の所管事務)

第 2 条 事務局が所管する事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部事務局
 - ア 広域連合の管理及び運営に関する事務
 - イ 広域連合の事務の企画及び総合調整に関する事務
 - ウ 関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号。以下「規約」という。）第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事務
 - エ 規約第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務のうち、令和 7 年に開催される国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）におけるパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事務
 - オ 他の局の所管に属さない事務
- (2) 広域防災局
 - 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる防災に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 2 号に掲げる事務
- (3) 広域観光・文化・スポーツ振興局
 - 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる観光、文化及びスポーツの振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 3 号（大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。）に掲げる事務
- (4) 広域産業振興局
 - 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる産業振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 4 号（大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。）に掲げる事務
- (5) 広域医療局
 - 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる医療の確保に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 5 号に掲げる事務
- (6) 広域環境保全局
 - 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる環境の保全に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 6 号に掲げる事務
- (7) 広域職員研修局
 - 規約第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる事務

(委任)

第 3 条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。